

# NISA(つみたて投資枠・成長投資枠)と iDeCoを使いこなそう!



まずはそれぞれの非課税制度を比較してみましょう。

|                      |     | NISA                  |                                | iDeCo                               |
|----------------------|-----|-----------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
|                      |     | 成長投資枠                 | つみたて投資枠                        |                                     |
| 加入資格                 |     | その年の1月1日において18歳以上     |                                | 65歳未満の国民年金被保険者                      |
| 年間非課税投資額<br>(積立額)の上限 |     | 年間240万円               | 年間120万円                        | 年間24万円～81.6万円<br>(職業や企業年金の有無により異なる) |
| 非課税保有限度額             |     | 1,200万円               | 成長投資枠とあわせて1,800万円              | なし                                  |
| 運用期間                 |     | 無期限                   | 無期限                            | 無期限                                 |
| 税制優遇                 | 拠出時 | —                     | —                              | ○ 1                                 |
|                      | 運用時 | ○                     | ○                              | ○                                   |
|                      | 換金時 | —                     | —                              | ○ 2                                 |
| 払出制限                 |     | なし                    | なし                             | あり(原則60歳まで引出し不可)                    |
| 運用商品                 |     | 上場株式・一定の<br>公募株式投資信託  | 長期・積立・分散投資に適した<br>一定の公募株式投資信託等 | 預金・保険・投資信託等<br>(加入する金融機関によって異なる)    |
| 投資信託の<br>購入時手数料      |     | 商品によって<br>有料・無料のものがある | 無料                             | 商品によって<br>有料・無料のものがある               |
| 口座管理料等               |     | 不要                    | 不要                             | 必要                                  |

ここがポイント!

## NISAとiDeCoの主な違い

- 1 iDeCoにだけ拠出時に  
「所得控除」のメリットがあります。
- 2 iDeCoは原則として  
60歳まで引出し不可です。

ここがポイント!

## ライフプラン等にあわせて併用が効果的!

### NISAとiDeCoの活用

- お金の使途のタイミングが60歳より前の方は、NISAが有効
- 所得控除のメリットを享受したい方や60歳以降のお金をしっかり貯めたい方は、iDeCoが有効
- マーケットの状況や資金の余裕具合を見て運用したい人はNISAの成長投資枠が有効

お金の使いみちと使う時期を計画し、**制度の特徴に合わせて使い分ける、  
もしくは併用する**のがポイントです。



NISA・iDeCo の特徴は裏面をご覧ください ▶▶

西中国信用金庫

金融機関コード: 1781 商号: 西中国信用金庫 登録金融機関: 中国財務局長(登金)第29号

## NISAとは？

運用した利益の税金が非課税になる制度です。

投資信託を換金した時の利益や投資信託を保有している間に支払いを受けた分配金が非課税になります。

### NISAの 3つのポイント

非課税保有期間が  
**無期限**

年間投資枠が  
**最高360万円！**

非課税保有限度額は、  
**全体で1,800万円！**  
(うち成長投資枠は1,200万円)

## iDeCoとは？

自分で決めた額(掛金)を積み立てて運用し、**60歳以降に受け取る年金**です。  
公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、**大きな税制優遇**が特徴です。



### iDeCoは 3つの税制優遇

掛金が  
**全額所得控除**  
65歳未満<sup>※</sup>まで拠出可能に！  
※一定の条件があります。

運用益も  
**非課税で再投資**  
再投資可能期間が長くなり  
複利効果がアップ！

受け取る時も  
**大きな控除**  
受け取り開始時期の選択肢が拡大、  
75歳までに！

## NISA口座に関するご留意点

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、公募株式投資信託のみ取り扱っています。
- 非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。
- 非課税保有限度額の枠は、換金した年の翌年に再利用できますが、年間投資枠の再利用はできません。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。
- 2023年までにNISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等には非課税保有期間が設けられています(一般NISAは最長5年、つみたてNISAは最長20年)。
- 2023年までにNISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税保有期間終了時にNISA口座内でお客様が保有される公募株式投資信託等は、移管時の時価で特定口座等の課税口座に移管されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱いが変更となる可能性があります。

## 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、元本および利回りの保証がない金融商品です。
- 投資信託には、購入時または換金時に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。また、保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等の費用が信託財産から差し引かれます。
- 投資信託は、換金時期等に制約がある場合があります。
- 投資信託の購入のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面等による解除)の適用はありません。
- 投資信託のお申込みの際には、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等(金融商品取引法第37条の3の規定により交付する書面)をお渡ししますので、商品内容等を十分に理解したうえでお申込みください。

投資信託は、組入価値証券等の価格下落や組入価値証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。投資信託の運用による利益および損失はお客様に帰属します。

## 投資信託に関する手数料等の概要

投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%の申込手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約2.42%(消費税込み)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

## iDeCoに関するご留意点

- 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。
- 運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。
- iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。
- 加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。
- 手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。
- 運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。
- 制度内容は法令の変更などにより変更となる場合があります。